許可番号　第００５０６０００６１８号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所　　兵庫県尼崎市東海岸町１番地の４

氏 名　　浜田化学株式会社

代表取締役　岡野　嘉男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条の２第１項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事　鈴木　健太

秋田県知事

許 可 の 年 月 日　　令和 ５ 年１０月２３日

許 可 の 有 効 年 月 日　　令和１０年１０月２２日

１．事業の範囲

（１）　業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

（２）　取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア　燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、イ　汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を含む。）、ウ　廃油、エ　廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、オ　廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、カ　廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、キ　紙くず、ク　木くず、ケ　繊維くず、コ　動植物性残渣、サ　ゴムくず、シ　金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ス　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、セ　鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ソ　がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、タ　動物のふん尿、チ　動物の死体、ツ　ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、テ　１３号廃棄物、ト　動物系固形不要物
以上２０品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成２０年１０月２３日　新規許可
平成２５年１２月２５日　更新許可
平成３０年１１月　５　日　更新許可
令和　５　年１０月２３日　更新許可
令和　５　年１０月２３日　変更許可（取り扱うことのできる産業廃棄物の追加）
令和　８　年　４　月１４日　変更届出（代表者の変更）

5．積替え許可の有無　　~~有~~・無

市名　　許可番号

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有・無

以下余白